

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年5月 16 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8501 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課管理係  
電話 011-350-5738(FAX 011-643-1701)  
メールアドレス yuso.center@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

旧・中央区民センター施設改修調査・検討等業務【建築工事編】

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年 10 月 31 日まで

(4) 履行場所

旧・中央区民センター(札幌市中央区南2条西 10 丁目 1001-1)  
札幌市証明郵送センター(札幌市中央区南 1 条西1丁目 8)

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「建築設計・監理業」に登録されている者であること。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (8) 業務責任者には、一級建築士の資格を有するものを配置すること。また、業務担当者を配置すること。なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができることとする。
- (9) 過去10年以内に延床面積2,500㎡以上のRC造又はSRC造の施設の改修(外部改修及び屋上防水改修のみを除く)に係る設計又は調査・検討業務について、元請としての履行実績があること。
- (10) 本社、本店又は支店等が札幌市内にあること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先  
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限  
令和7年5月26日(月)正午(送付による場合は必着)
- (3) 開札の日時及び場所  
令和7年5月26日(月)13時15分  
札幌市デジタル戦略推進局会議室  
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎地下1階)
- (4) 入札書の提出方法  
入札書は、上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要  
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。  
なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。  
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効  
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等  
ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)したものを、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。